

令和7年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和8年8月

岡山県農林水産部

目 次

	Page
1 令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況の概要	1
2 対象地域の概要	2
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 対象地域図	
3 市町村別実施状況	3
4 市町村別加算実施状況	4
5 集落協定の概要	5
(1) 協定参加者等	
(2) 集落協定の規模等	
(3) 集落協定数の増減	
6 集落協定における交付金の使用方法等	6
7 農業生産活動等を維持するための活動(基礎単価)	7
(1) 農業生産活動等耕作放棄の防止等の活動	
(2) 多面的機能を増進する活動	
8 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況 (体制整備単価)	9
9 加算措置について	9
〔参考〕	
集落協定の主な取組事例	11
令和8年度予算概算決定資料	12
第6期対策の見直しの概要	13
令和6年度全国の実施状況	15
令和7年度実施状況(暫定値)	16

1 令和7年度中山間地域等直接支払制度の実施状況の概要

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の農業を支援するため、中山間と平地の生産コストの差額を補填するものであり、5年間以上継続して農業生産活動に取り組むとともに、集落ぐるみで農地保全や農道・水路の管理等の共同活動を行う農業者等に対し交付金を交付するもので、このたび、令和7年度の実施状況を取りまとめたので報告する。

(1) 事業内容

- ア 実施期間 令和7年度～令和11年度（第6期）
 イ 対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法、棚田振興法等の指定地域及び知事特認の指定地域
 ウ 対象農用地 次の要件に該当する1ha以上のまとまりのある農振農用地
 ・急傾斜農用地（田 1/20 以上、畑等 15 度以上）
 ・市町村長が必要と認めた緩傾斜農用地（田 1/100 以上、畑等 8 度以上）
 エ 対象者 集落等で協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
 オ 対象行為

(イ) 基礎単価

集落協定に基づき、荒廃農地の発生防止などの農業生産活動等を実施

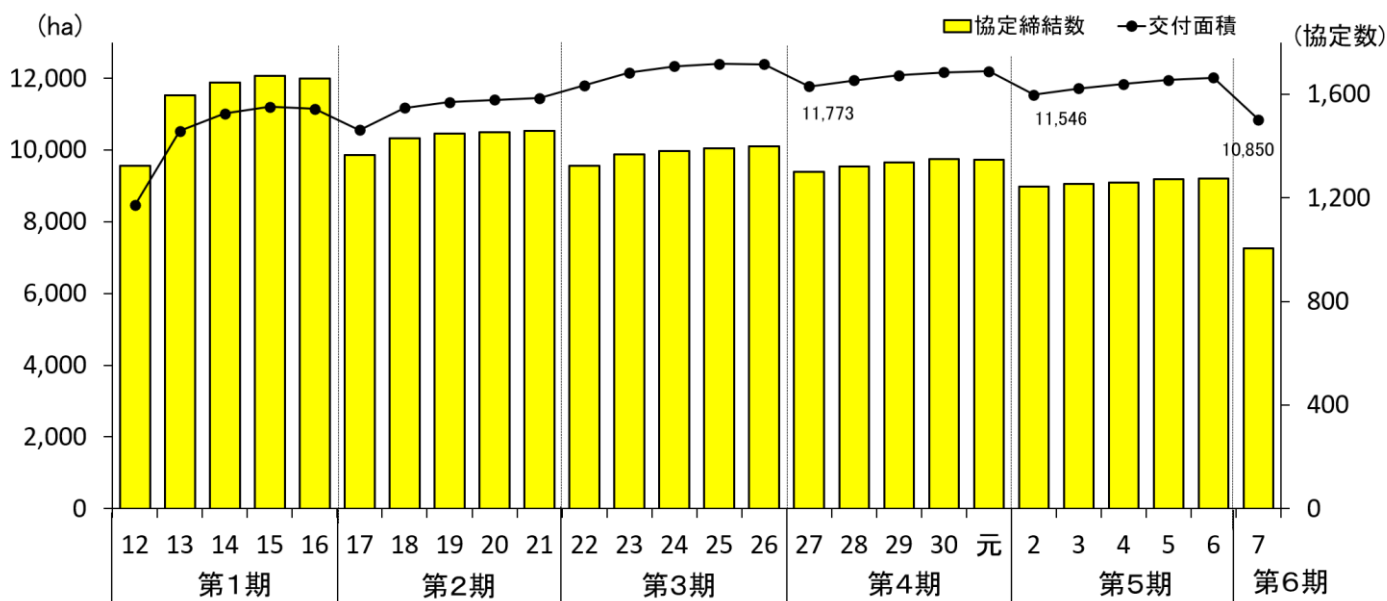
(イ) 体制整備単価

他集落との連携や地域住民等の参画による体制強化のためのネットワーク化活動計画を作成

区分	傾斜区分	交付単価(10a当たり円)	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜	16,800	21,000
	緩傾斜	6,400	8,000
畑	急傾斜	9,200	11,500
	緩傾斜	2,800	3,500

(2) 実施状況

区分	協定締結数			交付金交付面積 (ha)			交付金額 (百万円)
		うち 基礎 単 価	うち 体制整 備単価		うち 基礎 単 価	うち 体制整 備単価	
第6期1年目(令和7年度)	1,001	292	709	10,850	1,940	8,910	1,842
第5期1年目との比較	▲ 242	+55	▲ 297	▲696	+400	▲ 1,096	+48



(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

区 分		市 町 村 名
対象地域 (25)	促進計画 策 定 済 (25)	協定締結 有 (24)
		未締結 (1)
非対象地域 (2)		

(2) 対象地域図



3 市町村別実施状況

単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村		協定数						集落協定 参加 農業者数 (人)	交付面積						交付金額					
		集落 協定		うち 個別 協定		計			集落 協定	個別 協定	計 (ha) (A)				基礎 単価 面積	体制 整備 単価 面積 (B)	体制 整備 単価率 (B)/(A)	集落 協定	個別 協定	計 (千円)
備 前	岡山市	33	16	5	5	38	21	545	216	54	270	97	173	64%	29,410	6,927	36,337			
	玉野市	1	0	0	0	1	0	15	5	0	5	5	0	0%	472	0	472			
	備前市	11	10	0	0	11	10	108	74	0	74	4	70	94%	11,771	0	11,771			
	瀬戸内市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0			
	赤磐市	40	19	0	0	40	19	538	421	0	421	99	323	77%	69,915	0	69,915			
	和気町	31	5	0	0	31	5	352	182	0	182	145	36	20%	29,185	0	29,185			
	吉備中央町	108	95	11	11	119	106	1,677	1,477	135	1,612	41	1,571	97%	307,889	23,134	331,023			
	小計(6)	224	145	16	16	240	161	3,235	2,375	189	2,565	391	2,174	85%	448,642	30,060	478,702			
備 中	倉敷市	2	0	0	0	2	0	7	3	0	3	3	0	0%	506	0	506			
	笠岡市	4	4	0	0	4	4	57	13	0	13	0	13	100%	2,803	0	2,803			
	井原市	9	7	0	0	9	7	141	73	0	73	5	68	93%	16,040	0	16,040			
	総社市	11	9	0	0	11	9	133	74	0	74	20	54	73%	14,697	0	14,697			
	高梁市	106	72	1	0	107	72	1,250	791	18	809	183	626	77%	142,416	824	143,240			
	新見市	111	41	1	0	112	41	1,086	820	2	822	416	407	49%	114,522	311	114,833			
	浅口市	1	1	0	0	1	1	12	11	0	11	0	11	100%	1,157	0	1,157			
	矢掛町	9	8	0	0	9	8	133	62	0	62	4	58	94%	10,925	0	10,925			
小計(8)	253	142	2	0	255	142	2,819	1,848	20	1,868	631	1,237	66%	303,065	1,136	304,201				
美 作	津山市	123	106	2	2	125	108	2,049	1,491	6	1,498	134	1,364	91%	272,363	860	273,223			
	真庭市	126	69	0	0	126	69	2,128	1,312	0	1,312	556	756	58%	178,054	0	178,054			
	美作市	2	1	8	8	10	9	1,718	919	48	967	8	959	99%	181,085	4,156	185,241			
	新庄村	14	14	0	0	14	14	163	157	0	157	0	157	100%	23,978	0	23,978			
	鏡野町	83	83	0	0	83	83	689	501	0	501	0	501	100%	81,853	0	81,853			
	勝央町	9	9	0	0	9	9	112	47	0	47	0	47	100%	10,311	0	10,311			
	奈義町	20	20	0	0	20	20	640	602	0	602	0	602	100%	74,261	0	74,261			
	西粟倉村	14	14	0	0	14	14	196	101	0	101	0	101	100%	14,848	0	14,848			
	久米南町	33	22	0	0	33	22	644	582	0	582	157	424	73%	104,312	0	104,312			
	美咲町	72	58	0	0	72	58	1,008	652	0	652	63	589	90%	113,022	0	113,022			
	小計(10)	496	396	10	10	506	406	9,347	6,363	55	6,418	918	5,500	86%	1,054,088	5,016	1,059,103			
県計 (24)		973	683	28	26	1,001	709	15,401	10,587	264	10,850	1,940	8,910	82%	1,805,794	36,212	1,842,006			

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別加算実施状況

基本方針 策定市町村		棚田地域振興 活動加算		超急傾斜農地 保全管理加算		ネットワーク化 活動加算		集落機能強化加算 (経過措置)		スマート農業加算		市町村 計	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
備 前	岡山市									1	7	1	7
	玉野市											0	0
	備前市									3	21	3	21
	瀬戸内市											0	0
	赤磐市											0	0
	和気町			1	0					1	11	2	11
	吉備中央町			19	130	13	357	6	58	57	989	95	1,533
	小計(6)	0	0	20	130	13	357	6	58	62	1,028	101	1,572
備 中	倉敷市											0	0
	笠岡市			1	2							1	2
	井原市			1	3	1	28			1	28	3	58
	総社市											0	0
	高梁市			9	51					8	158	17	209
	新見市			5	13	3	37	2	31	18	241	28	322
	浅口市											0	0
	矢掛町											0	0
	小計(8)	0	0	16	69	4	65	2	31	27	426	49	590
美 作	津山市			8	58	29	448			47	669	84	1,176
	真庭市			4	19	18	248	1	5	19	298	42	571
	美作市	1	64			1	910					2	974
	新庄村											0	0
	鏡野町			1	1	2	20			7	61	10	82
	勝央町									2	8	2	8
	奈義町									6	212	6	212
	西栗倉村	1	5									1	5
	久米南町	4	67	2	31	5	145	1	20	4	55	16	317
	美咲町			11	103	4	87	1	29	4	48	20	267
	小計(10)	6	135	26	212	59	1,858	3	54	89	1,352	183	3,612
県計 (24)		6	135	62	411	76	2,280	11	144	178	2,806	333	5,774

注) 集落協定参加農業者数は延べ数。

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

5 集落協定の概要

(1) 協定参加者等

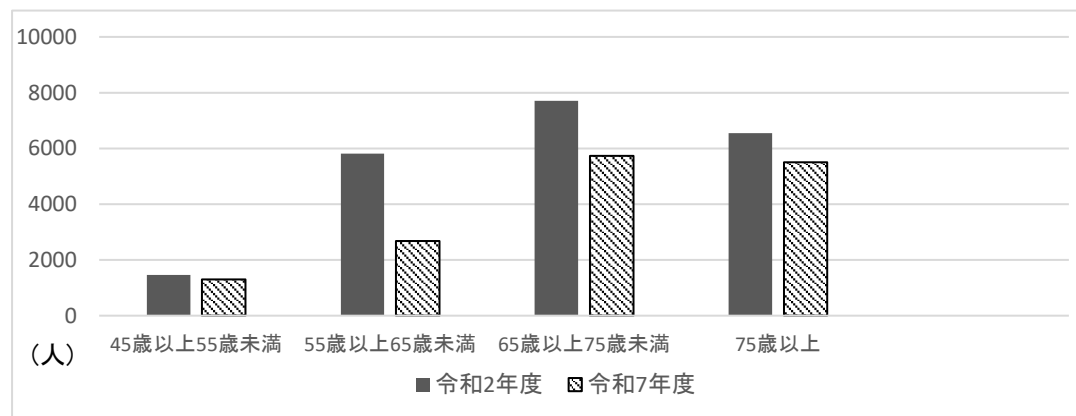
令和2年度と比較して、参加農家数は2,513人減の15,172人となったが、非農家はネットワーク化活動計画の関係もあり、257人増の703人となった。構成員の年齢構成は、定年延長も影響し、55歳以上から65歳未満の参加者が大幅に減少した。

ア 協定の構成員

(単位:組織数、人)

年度	農業者	農業法人数	農業生産組織	土地改良区	水利組合	非農業者	その他
令和7年度	15,172	268	51	1	16	703	83
令和2年度	17,685	200	55	0	11	446	186

イ 年齢構成(農業者及び非農家)



(2) 集落協定の規模等

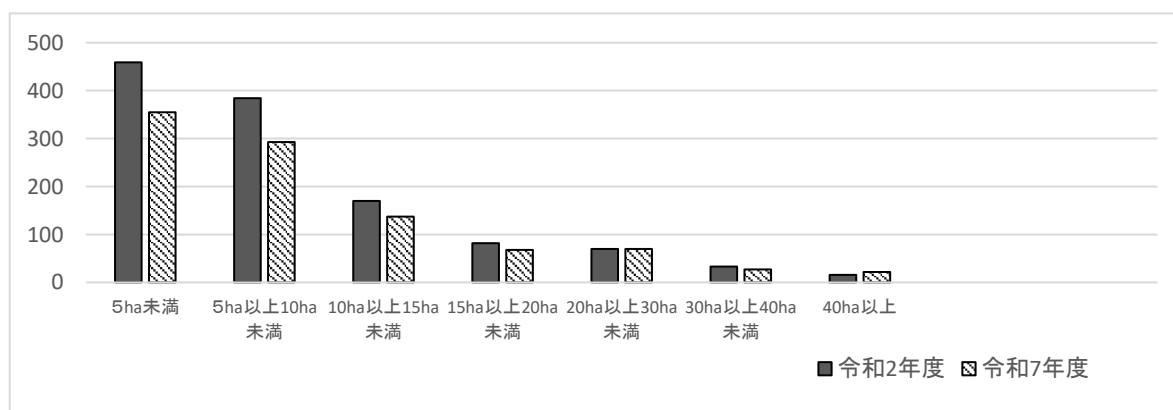
集落協定の平均面積は、小規模協定が解散又は統合したことにより増加しているが、10ha未満の集落協定は全体の約67%と、依然として小規模協定が多い状況である。なお、共同取組活動への割合割合は、41.2%と増加した。

ア 参加農業者数、交付面積及び交付額等

区 分	協 定 平 均			配分割合	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	個別配分(%)	共同取組活動(%)
令和7年度	15.6	10.9	1,856	58.8	41.2
令和2年度	14.6	9.3	1,453	63.9	36.1

※交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計

イ 規模別協定数



(3) 集落協定数の増減

第6期対策期間に移行したことにより、集落協定組織数は、973組織と267組織の減となった。特に、美作市では、多面的機能支払の活動組織を広域化した事例を参考に、中山間地域等直接支払の81集落協定を広域統合し、1市1協定（個別協定除く。）とした。

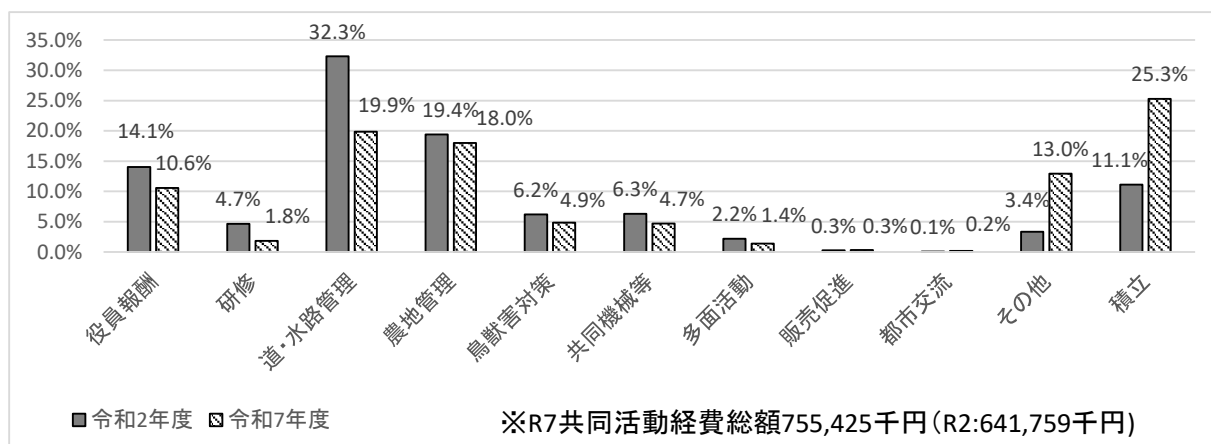
集落協定数の増減の内訳

(単位：組織数)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
統合	188	31	-157
廃止	131		-131
新規		17	+17
分割	3	7	+4
継続	918	918	0
計	1240	973	-267

6 集落協定における交付金の使用方法等

交付金の使途は、スマート農業加算の影響により積立金の割合は増加。一方、道・水路管理費及び研修費の割合は減少。また、都市交流は、全体での割合は増えていないが、棚田加算を活用して取り組んでいる集落協定が増えたことにより金額ベースでは増加。



7 農業生産活動等を維持するための活動（基礎単価）

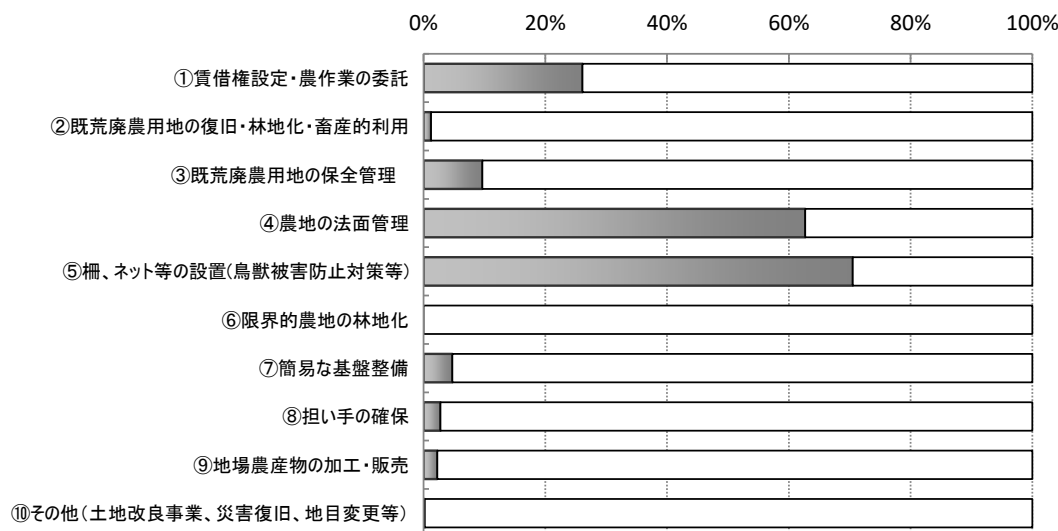
(1) 農業生産活動等耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣被害防止対策等）を実施した協定が686協定(70.5%)と最も多く、次いで、農地の法面管理610協定(62.7%)、賃借権設定・農作業の委託254協定(26.1%)の順となっている。

ア 水路・農道等の管理活動

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	254 (268)	26.1% (21.6%)
②既荒廃農用地の復旧・林地化・畜産の利用	12 (2)	1.2% (0.2%)
③既荒廃農用地の保全管理	94 (40)	9.7% (3.2%)
④農地の法面管理	610 (733)	62.7% (59.1%)
⑤柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	686 (852)	70.5% (68.7%)
⑥限界的農地の林地化	0 (1)	0.0% (0.1%)
⑦簡易な基盤整備	46 (38)	4.7% (3.1%)
⑧担い手の確保	27 (34)	2.8% (2.7%)
⑨地場農産物の加工・販売	22 (3)	2.3% (0.2%)
⑩その他(土地改良事業、災害復旧、地目変更等)	2 (3)	0.2% (0.2%)

表中の()はR2年度。R7の集落協定は数973協定



イ 水路・農道等の管理活動

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	965 (1,212)	99.2% (97.7%)
②農道管理	952 (1,202)	97.8% (96.9%)
③その他施設の管理	15 (8)	1.5% (0.6%)

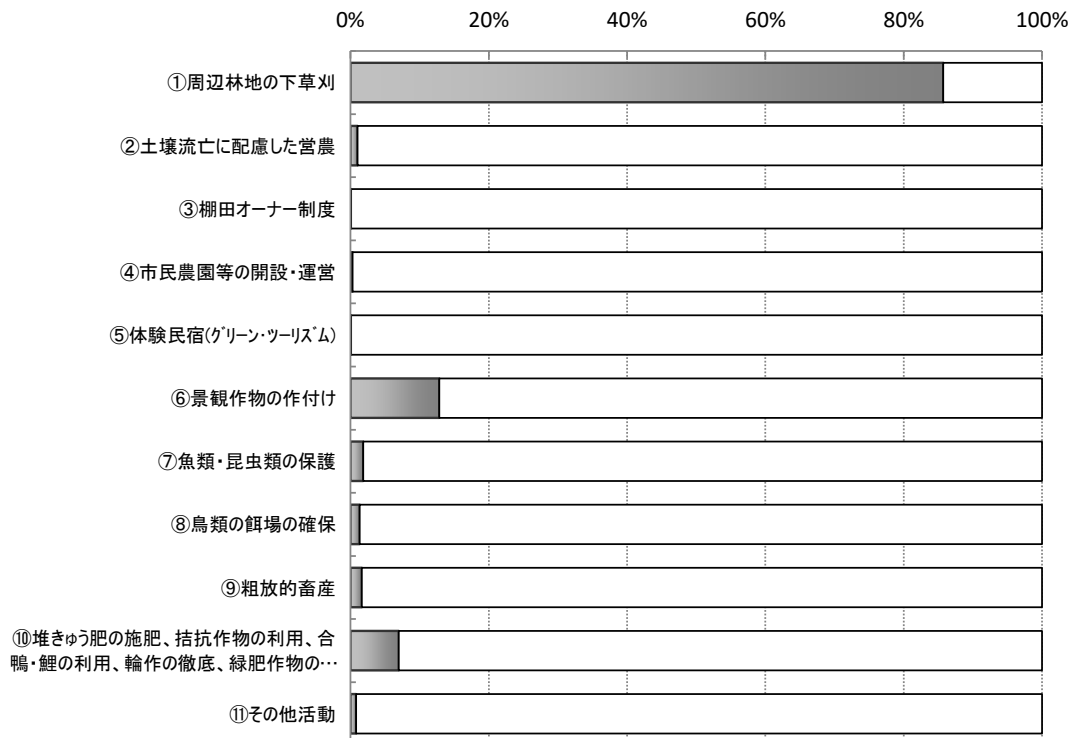
表中の()はR2年度。R7の集落協定数は973協定

(2) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が834協定(85.7%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け125協定(12.8%)、堆きゅう肥の施肥等68協定(7.0%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合	
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	834 (1,036)	85.7%	(83.5%)
	②土壌流亡に配慮した営農	10 (3)	1.0%	(0.2%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	1 ()	0.1%	(0.0%)
	④市民農園等の開設・運営	3 (2)	0.3%	(0.2%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 ()	0.1%	(0.0%)
	⑥景観作物の作付け	125 (154)	12.8%	(12.4%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	18 (10)	1.8%	(0.8%)
	⑧鳥類の餌場の確保	13 (9)	1.3%	(0.7%)
	⑨粗放的畜産	16 (11)	1.6%	(0.9%)
	⑩堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付	68 (82)	7.0%	(6.6%)
	⑪その他活動	8 (6)	0.8%	(0.5%)

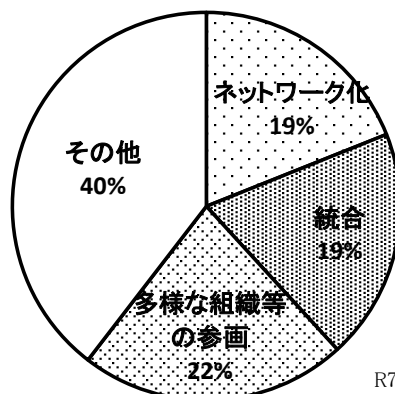
表中の()はR2年度。R7の集落協定数は973協定



8 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況（体制整備単価）

ネットワーク活動計画の作成方針

体制整備単価が交付される要件であるネットワーク化活動計画の作成を進める集落協定は、670協定となった。計画の内容は、多様な組織の参画が149協定（22.2%）と最も多い。



R7年度の体制整備単価の集落協定は670協定

9 加算措置について

スマート農業加算を活用したスマート農業技術の導入について

178集落協定（18.3%）がスマート農業加算を活用しており、導入するスマート農業技術はドローンが140集落協定（78.7%）、次にリモコン草刈機（19.1%）となった。県では、リモコン草刈機の実演会等を実施しており、リモコン草刈機の導入を推進している。

導入するスマート農業技術（導入予定含む。）※	協 定 数	スマート農業加算 の導入割合(延べ数)
リモコン草刈機	34	19.1%
ドローン	140	78.7%
水管理システム	6	3.4%
鳥獣害対策	3	1.7%
栽培管理システム	4	2.2%
その他	8	4.5%

一部の集落協定は複数のスマート農業技術を導入。R7年度スマート農業加算取組協定は178協定

※技術導入の方法は、購入、リース又は作業委託のいずれかによる。

【参 考】

集落協定の主な取組事例

○営農集団と連携した共同活動

かめいど

亀井戸集落協定(備前市)

協定面積：4.4ha 交付金額：54万円

農地や農業用施設の維持管理が年々大きな負担となる中、市からの提案を受け、地理的に隣接しており、連携が可能な亀井戸集落と三松営農集団が統合する形で設立した協定で、事務は亀井戸集落が担い、草刈や水路管理等の共同作業は両者で実施することで、農地等の維持管理の負担軽減を図っている。

また、市の農機具貸出事業による草刈機の無償貸与を活用することで、草刈作業の効率化やコスト削減に努めており、将来の自走式草刈機の導入に向けた資金積立を行っている。

【主な取組実績】

- 営農集団と連携した草刈や水路管理
- 市の農機具貸出事業の活用



集落ぐるみの水路掃除



市の農機具貸出事業の活用

○地域住民による事務支援

やまだたに

山田谷集落協定(総社市)

協定面積：1.1ha 交付金額：23万円

総社市で最も小面積の集落協定(総社市平均面積:6.7ha)であり、これまで山田営農組合の協力もあり、地域で農地を維持してきたが、高齢化により構成員が減少し、第6期(令和7年度)から事務作業の担い手確保が課題となった。

そこで、地域住民の元会社員が事務担当として参加することで農家が活動に専念できる体制を構築した。なお、第6期の体制整備単価(10割)の要件「多様な組織等の参画」を活用し、増額される単価分を共同取組活動費に充当している。

【主な取組実績】

- 事務作業の集約による省力化
- 農道・水路等の維持管理・整備



共同活動に向けた話し合い



共同の草刈作業

○都市部との農村交流や黒大豆の地域資源活用

きたしょうひがし

北庄東集落協定(久米南町)

協定面積：23.1ha 交付金額：762万円

つなぐ棚田遺産に選ばれている北庄地区にある協定。棚田地域振興活動加算を活用し、伝統的な田植え、稲刈りの体験イベントや、農業遺産(サイフォン)の見学など、地域の子供達への伝統文化の継承を行っている。また、都市部の子供達を対象とした農作業イベントを開催し、都市農村交流にも取り組んでいる。

他に、汎用コンバインの共同利用や、集落協定内で収穫された黒大豆の味噌加工・販売などの地域資源活用にも取り組んでいる。

【主な取組実績】

- 子どもの農作業体験や都市部との農村交流
- 特産物の黒大豆の地域資源活用



都市農村交流による農作業体験



黒大豆味噌の加工・販売

中山間地域等直接支払交付金

令和8年度予算概算決定額 28,460百万円（前年度 28,460百万円）

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止〔令和7年度から令和11年度まで〕

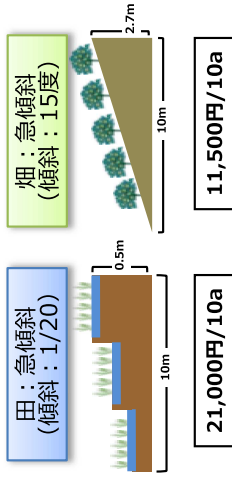
＜事業の内容＞

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円（前年度 27,560百万円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

主な交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



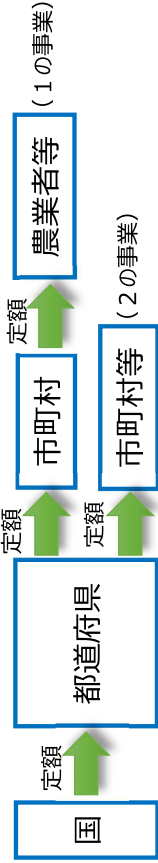
〔「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）〕

※1 複数の集落協定期間の活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円（前年度 900百万円）

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）※2	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援（超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	10,000円（田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）（超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可）	14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効利用を支援	6,000円（田・畑）
ネットワーク化加算【上限額：100万円/年】	10,000円（最大※3）（地目にかかわらず）
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算【上限額：200万円/年】	5,000円（地目にかかわらず）
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額される場合があります。

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

中山間地域等直接支払制度第6期対策の見直しの概要

1 交付単価（変更なし）

地 目	区 分	交付単価（円／10a）	
		基礎単価	体制整備単価※1
田	急傾斜（1／20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1／100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8°以上）	2,800	3,500
草地	急傾斜（15°以上）	8,400	10,500
	緩傾斜（8°以上）	2,400	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,200	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	800	1,000
	緩傾斜（8°以上）	240	300

※1 体制整備単価の要件：「集落戦略の作成」→「ネットワーク化活動計画※2」

※2 複数の集落協定間の活動の連携や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた計画

2 加 算（変更あり）

区 分	現 行	改 正	
棚田地域振興活動加算	急傾斜（田：1／20以上、畑：15° 以上）	継 続	
	10,000円／10a		
	超急傾斜（田：1／10以上、畑：20° 以上）		
	14,000円／10a		
超急傾斜農地保全管理加算	田：1／10以上、畑20° 以上	ネットワーク化加算	
	6,000円／10a		
集落協定広域加算	3,000円／10a（上限あり）	ネットワーク化加算	1000円 ～1万円/10a ※ 上限年100万円
集落機能強化加算	3,000円／10a（上限あり）		
生産性向上加算	3,000円／10a（上限あり）		
		継続（経過措置）	
		スマート農業加算	5000円/10a 上限年200万円

※ ネットワーク化加算の単価について（上限面積40ha）

0a	5ha	10ha	40ha
10,000円/10a	4,000円/10a	1,000円/10a	

3 新旧比較表

【第5期対策（～R6）】

【第6期対策（R7～）】

中山間地域等直接支払交付金	区 分	内 容	区 分	内 容
	集落協定 広域加算	(営農支援) 複数の集落協定を統合し、広域化して活動	① ネットワーク化加算	(営農) 統合に加え、ネットワーク化(共同事務局設置)が対象 【 R7 : 76 集落協定 】
	集落機能 強化加算	(生活支援) 集落機能強化(インターンシップ、営農ボランティア、農福連携、コミュニティサロンの開設) 地域自治機能強化活動(高齢者の見回り、送迎、買物支援等) 主導的な役割を担う人材を確保	集落機能強化 加算(経過措置)	(生活支援) 同左 ※ただし、対象組織は、第5期対策から実施していた協定に限る。 【 R7 : 11 集落協定 】
	生産性向上 加算	(営農支援) 農産物のブランド化、加工、販売担い手への農地集積、集約、農作業の委託 機械、農作業の共同化 農作業の省力化	② スマート農業加算	(営農) スマート農業技術が導入された機械、農作業の共同化、農作業の省力化 【 R7 実績 : 178 協定 】 [ドローン : 140 協定 リモコン草刈機 : 34 協定 その他 : 21 協定 (重複あり)]

〈代替え可能な事業〉※経過措置に該当しない組織への対応

【第5期対策（～R6）】

【第6期対策（R7～）】

農村型地域運営組織形成推進事業	区 分	内 容	区 分	内 容
	農村 RMO モデル形成支援	(営農・生活支援) 地域の課題(農地保全・地域資源活用、生活支援)の解決に向けた調査、計画作成、実証等を支援	農村 RMO モデル形成支援	(営農・生活支援) 同左
	農村 RMO 形成伴走支援	(営農・生活支援) 中間支援組織の育成や農村 RMO の立ち上げをコーディネートする取組等を支援	① 岡山県版農村型運営組織形成推進事業 ※R8～	(営農・生活支援) 市町村と県で農村 RMO の推進に向けたチームを結成、農村 RMO の立上げや取組を支援
			② 農村 RMO 活動着手支援	(営農) 農村 RMO の形成に向けた支援 事業期間 : 1 年間、 交付率 : 定額(上限 200 万円) 【 R7 実績 : 笠岡市新山地区 】

令和6年度全国の実施状況(個別協定を含む。)

都道府県名		交付 市町村数	協定数	順位	交付面積 (ha)	順位	(参考) R5年度 交付面積(ha)	(参考) R6/ R5率	協定平均 面積(ha)	順位	協定平均 参加者数 (人)	順位
北海道		98	328	29	281,113	1	276,841	101.5%	857.05	1	44	1
東北	青 森	26	439	24	8,770	18	8,780	99.9%	19.98	7	24	9
	岩 手	30	1,074	6	23,503	3	23,465	100.2%	21.88	5	27	5
	宮 城	13	216	36	2,242	36	2,234	100.4%	10.38	31	16	41
	秋 田	22	486	22	9,864	12	9,892	99.7%	20.30	6	21	21
	山 形	34	493	21	9,036	17	9,011	100.3%	18.33	8	18	32
	福 島	48	1,086	5	15,657	7	15,512	100.9%	14.42	16	23	12
	東北計	173	3,794		69,072		68,894	100.3%	105		23	
関東	茨 城	9	91	42	517	43	525	98.5%	5.68	45	16	41
	栃 木	12	135	40	2,231	37	2,195	101.6%	16.53	9	23	12
	群 馬	18	175	37	1,414	41	1,416	99.9%	8.08	39	25	7
	埼 玉	12	51	43	315	44	315	100.0%	6.18	43	24	9
	千 葉	13	124	41	961	42	927	103.7%	7.75	40	22	19
	東 京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	神奈川	5	8	45	43	45	43	100.0%	5.38	46	19	31
	山 梨	17	301	31	3,551	30	3,551	100.0%	11.80	24	34	3
	長 野	69	1,025	8	9,246	14	9,267	99.8%	9.02	38	23	12
	静 岡	16	174	38	2,079	39	2,100	99.0%	11.95	23	20	26
	関東計	171	2,084		20,357		20,339	100.1%	82		24	
北陸	新 潟	22	788	12	22,843	4	22,821	100.1%	28.99	3	30	4
	富 山	13	321	30	5,064	26	4,942	102.5%	15.78	12	23	12
	石 川	16	430	25	5,055	27	5,191	97.4%	11.76	25	20	26
	福 井	17	270	34	2,438	35	2,413	101.0%	9.03	37	20	26
	北陸計	68	1,809		35,400		35,367	100.1%	66		25	
東海	岐 阜	25	871	10	9,217	15	9,179	100.4%	10.58	28	23	12
	愛 知	6	272	33	1,893	40	1,887	100.3%	6.96	41	18	32
	三 重	17	235	35	2,191	38	2,190	100.0%	9.32	35	20	26
	東海計	48	1,378		13,301		13,256	100.3%	27		22	
近畿	滋 賀	11	173	39	2,580	33	2,576	100.2%	14.91	15	27	5
	京 都	16	497	20	5,211	25	5,206	100.1%	10.48	30	24	9
	大 阪	1	1	46	16	46	16	100.0%	16.00	11	40	2
	兵 庫	27	618	16	5,917	23	5,909	100.1%	9.57	32	21	21
	奈 良	14	298	32	2,780	31	2,768	100.4%	9.33	34	18	32
	和歌山	23	560	17	9,038	16	9,016	100.2%	16.14	10	23	12
	近畿計	92	2,147		25,542		25,491	100.2%	76		22	
中国四国	鳥 取	17	635	15	8,172	19	8,074	101.2%	12.87	20	20	26
	島 根	17	1,060	7	12,161	8	12,153	100.1%	11.47	26	17	37
	岡山	25	1,275	3	12,021	9	11,956	100.5%	9.43	33	15	43
	広 島	18	1,522	1	20,444	5	20,426	100.1%	13.43	18	18	32
	山 口	17	762	13	11,804	10	11,736	100.6%	15.49	13	18	32
	徳 島	17	411	27	2,485	34	2,493	99.7%	6.05	44	14	44
	香 川	12	415	26	2,627	32	2,548	103.1%	6.33	42	14	44
	愛 媛	17	791	11	10,622	11	10,664	99.6%	13.43	19	21	21
	高 知	31	545	18	6,519	22	6,512	100.1%	11.96	22	21	21
	中四計	171	7,416		86,855		86,562	100.3%	100		18	
九州	福 岡	32	531	19	4,911	28	4,914	99.9%	9.25	36	17	37
	佐 賀	19	465	23	6,608	21	6,597	100.2%	14.21	17	23	12
	長 崎	19	934	9	9,842	13	9,550	103.1%	10.54	29	17	37
	熊 本	36	1,318	2	31,604	2	31,604	100.0%	23.98	4	21	21
	大 分	17	1,236	4	15,823	6	15,834	99.9%	12.80	21	17	37
	宮 崎	21	349	28	5,222	24	5,224	100.0%	14.96	14	25	7
	鹿児島	27	643	14	7,214	20	7,203	100.2%	11.22	27	22	19
	九州計	171	5,476		81,224		80,926	100.4%	97		142	
沖 縄		10	14	44	4,662	29	4,659	100.1%	333.00	2		46
都府県計		904	24,118		336,413		335,494	100.3%	13.95			
全国計		1002	24,446		617,526		612,335	100.8%	25.26			

注:四捨五入の関係で計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

令和 7 年度実施状況（暫定値）

※実施状況は 8 月末に確定予定であるが、本日の議題を議論いただく上で必要となる
令和 7 年度の状況について、暫定値(令和 8 年 6 月時点)として整理

令和 8 年 7 月

農林水産省

1. 協定数・協定面積

- 第6期対策の初年度となる令和7年度は、21,658協定（うち集落協定21,065協定）が活動を実施。
- 前年度と比べると協定数は2,788協定、協定面積は43,022haの減少。
- 第6期への移行時(R6→R7)の減少面積は、第5期への移行時(R1→R2)の減少面積(31,304ha)よりも拡大している。
- 集落協定を廃止した理由として、「高齢化の進展・担い手不足等で5年間続ける自信がない」が85%と最も高い。

令和7年度における実施状況

(単位：協定、ha)

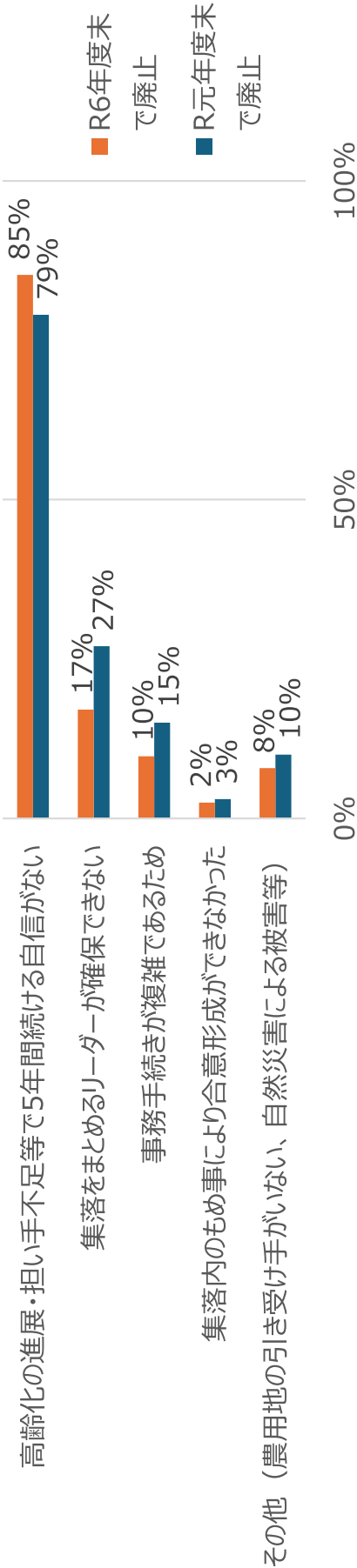
	R6年度	R7年度	減少数・面積
協定数	24,446	21,658	▲ 2,788
協定面積	660,956	617,934	▲ 43,022

協定面積における地目別の減少面積

(単位：ha)

地目	R6年度	R7年度	減少面積
田	308,971	284,322	▲ 24,649
畑	56,957	50,959	▲ 5,998
草地	281,627	269,749	▲ 11,878
採草放牧地	13,401	12,905	▲ 496
合計	660,956	617,934	▲ 43,022

集落協定を廃止した理由（複数回答可）



2. 小規模協定のネットワーク化に向けた取組状況①

- 集落協定の構成員は高齢化が進展し、集落の共同活動の体制が脆弱化。また、第4期終了時（令和元年度末）に廃止した協定の9割は10ha未満の小規模集落協定。
このため、**第6期対策では**、これまで推進してきた集落協定の統合に加え、集落協定間での共通課題から活動の連携を行うネットワーク化や、多様な組織や非農業者の参画の促進に当たり、**ネットワーク化活動計画の作成を推進（令和11年度までにネットワーク化活動計画を作成することにより体制整備単価の対象となる）**。
- 現在、**小規模集落協定の55%がネットワーク化に取り組んでいるところであり、21%は既に計画作成済みとなったところ**。ネットワーク化活動計画を作成しないとしている小規模協定が45%あることから、引き続き、**ネットワーク化の取組を推進する必要**。

	10ha未満の 集落協定数	(割合)	10ha以上の 集落協定数	(割合)	計	(割合)
ネットワーク化活動計画を作成中又は作成済み	6,716	(55%)	7,488	(84%)	14,204	(67%)
ネットワーク化活動計画を作成中	4,178	(34%)	4,581	(51%)	8,759	(42%)
ネットワーク化活動計画を作成済み	2,538	(21%)	2,907	(33%)	5,445	(26%)
ネットワーク化活動計画を作成せず	5,411	(45%)	1,450	(16%)	6,861	(33%)
計	12,127	(100%)	8,938	(100%)	21,065	(100%)

【ネットワーク化活動計画】

- 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化（活動の連携）や②統合、③多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画に向けた計画。3つの取組の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成する必要。
- ネットワーク化した協定の活動例として、事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化など。

（参考）

第5期対策において体制整備単価（集落戦略の作成）に取り組んだ小規模集落協定の割合は、令和2年度（初年度）では70%（9,799協定/13,988協定）、令和6年度（最終年度）では71%（10,043協定/14,156協定）。

2. 小規模協定のネットワーク化に向けた取組状況②

- ネットワーク化活動計画では、3つの取組（①ネットワーク化、②統合、③多様な組織等の参画）の中から1つ以上取り組む計画を作成する必要。
- 小規模集落協定における3つの取組の選択状況について、**令和7年度は取組の初年度であることから検討中が5割と最も多く、次いで③多様な組織等の参画が3割となっている。**

	10ha未満の 集落協定数	割合	10ha以上の 集落協定数	割合	計	割合
ネットワーク化活動計画を作成中又は作成済み	6,716	(100%)	7,488	(100%)	14,204	(100%)
①ネットワーク化	1,153	(17%)	1,041	(14%)	2,194	(15%)
②統合	99	(1%)	1,474	(20%)	1,573	(11%)
③多様な組織等の参画	2,108	(31%)	1,368	(18%)	3,476	(24%)
検討中	3,387	(50%)	3,650	(49%)	7,037	(50%)

注：1 集落協定が複数の項目に取組む場合があるため、内訳と合計が一致しない。

【ネットワーク化活動計画】

- 集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間での①ネットワーク化（活動の連携）や②統合、③多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画に向けた計画。3つの取組の中から1つ以上取り組む計画を令和11年度までに作成する必要。
- ネットワーク化した協定の活動例として、事務の一元化、草刈り等作業の共同化、機械・施設の利用の共同化、農作業の共同化など。

3. 集落協定における加算措置の取組状況

- 令和7年度（第6期対策）から、農業生産活動が継続的に行われる体制づくりやスマート農業の導入を後押しするため、新たに**ネットワーク化加算及びスマート農業加算を新設**。
- 前期から措置を継続している棚田地域振興活動加算及び超急傾斜農地保全加算は、協定数全体の減少等に伴い活用協定数が減少したものの、**一つ以上の加算措置に取り組む協定数は約4,400（集落協定全体の21%）となり、前年度より約650協定増加**。
- **最も多く取組まれている加算はスマート農業加算で、活用協定数は約2,600（集落協定全体の12%）**。
- **ネットワーク化加算については、前期の集落協定広域化加算よりも600協定以上増加**。

令和7年度(第6期対策)

(単位：協定、ha)

- 20 -	一つ以上の加算に 取り組む協定数	棚田地域振興 活動加算		超急傾斜農地保全 管理加算		ネットワーク化 加算		スマート農業加算		集落機能強化加算 の経過措置	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	4,414	315	5,976	1,655	12,972	856	29,443	2,585	79,795	256	7,850

令和6年度(第5期対策)

(単位：協定、ha)

	一つ以上の加算に 取り組む協定数	棚田地域振興 活動加算		超急傾斜農地保全 管理加算		集落協定 広域化加算		生産性向上加算		集落機能強化加算	
		協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
全国	3,759	374	7,250	1,805	14,774	230	10,963	1,604	45,226	544	24,336

注：（ ）は集落協定数全体に占める割合